

令和3年度京都府地球温暖化防止 活動推進員研修会（第3回）

- ① 2030年までの京都府の気候変動対策を展望する

京都府地球温暖化対策課

令和3年7月8日

本日の内容

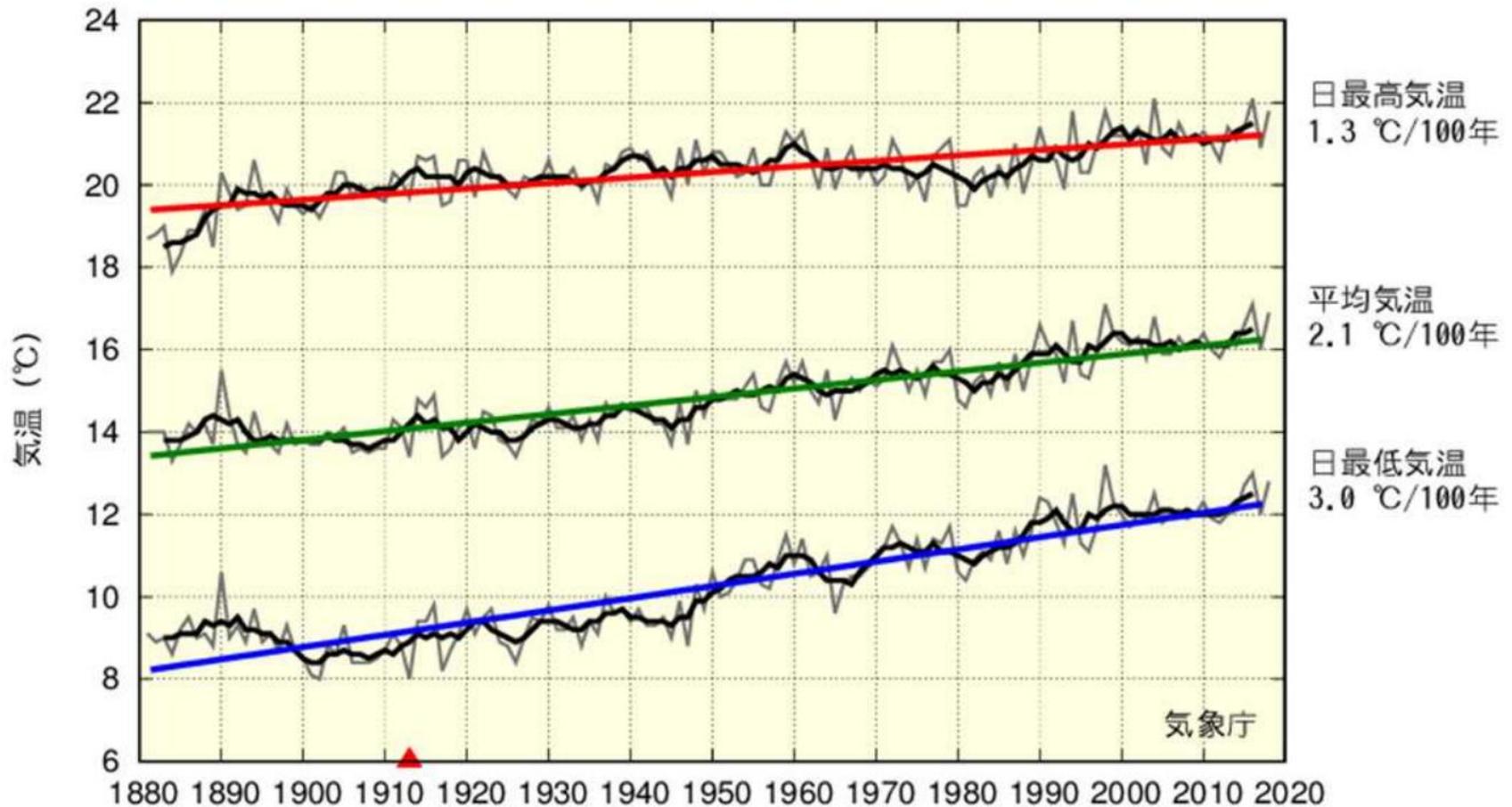
1. 京都における気候変動の影響
2. 府の目指す2030年の姿
3. 2030年に向けた取組

1. 京都における気候変動の影響
2. 府の目指す2030年の姿
3. 2030年に向けた取組

京都における気温の長期変動 (統計期間：1881-2017年)

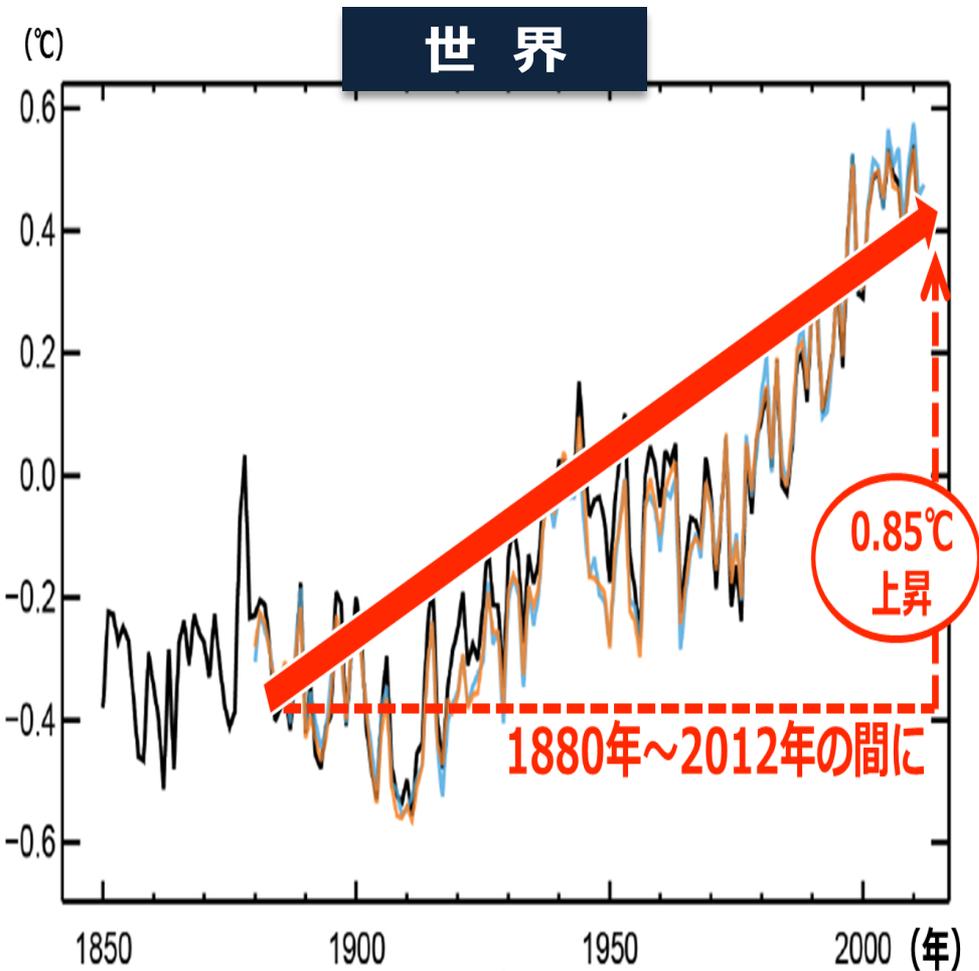
- 年平均気温は100年あたり約2℃の割合で上昇、長期的に統計上有意な上昇傾向を確認
- 上昇傾向は最高気温に比べて最低気温で大きく、要因の一つとして地球温暖化に加えヒートアイランド現象の影響も考えられる。
- 季節ごとの平均気温も四季すべてで長期的に有意な上昇傾向が見られる。

京都の年気温 3 要素



(参考) 世界と日本の年平均気温の推移

■観測された世界の地表面温度の年平均気温の推移 (1961-1990年比偏差)

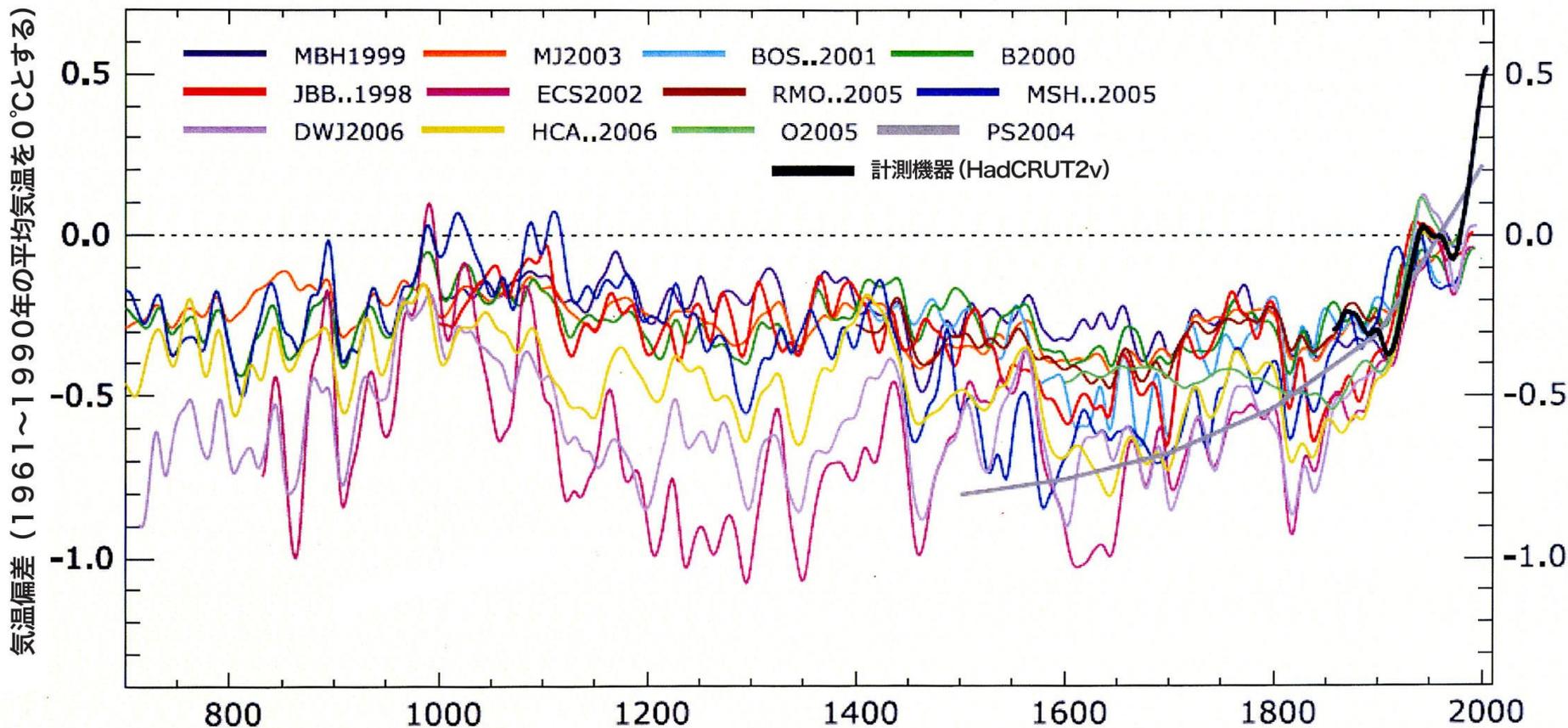


出典:IPCC AR5 WG1 政策決定者向け要約 Fig SPM.1



出典) 気象庁「気候変動監視レポート2017」
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

(参考) 北半球の気温推移 (復元データ700~2000年)



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス/
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

出典) IPCC第4次評価報告書 2007

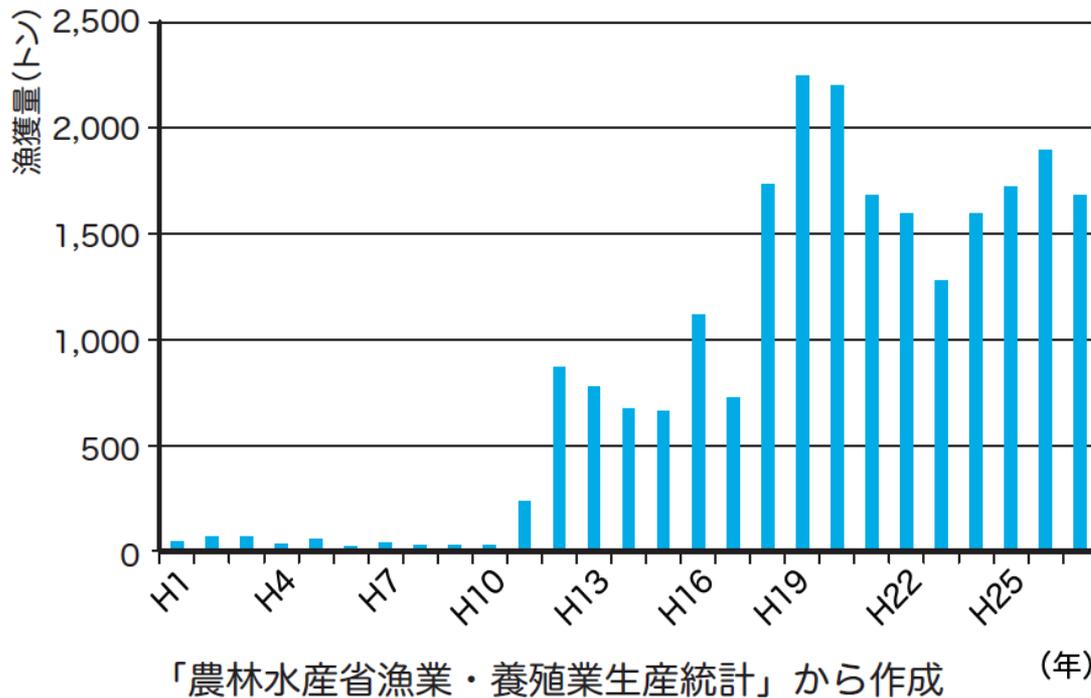
<注>

- 本グラフは1961~1990年の平均値を0.0°Cとしたとき、過去の気温がどれくらい差があったかを示したものである。
- 太線は、温度計などの計測機器によってとられたデータで、細線は、複数の気候代替データ (年輪、珊瑚、氷床コアなど) を元に復元した12の研究データと出典を表している。

京都府内の影響の例 ① 鯖の急増

- 京都府では、近年、サワラ・サゴシの漁獲量が急増
→ 地球温暖化による海水温上昇が要因のみられる
- 京都府漁港では、増加するサワラを京都府の新たな名物にしようと「京鯖」というブランドで売り出し

京都府のサワラ漁獲量の推移



京都の新たな名物
として売り出し



● サゴシのだしパック
写真提供：福島鯉(株)



● 京鯖のカルパッチョ
写真提供：カゴメ(株)

京都府内の影響の例 ②万願寺とうがらしの変形

- 「ブランド京野菜」のひとつである万願寺とうがらしの変形果の発生の増加が問題となっているが、高温により花粉の発芽率が低下し、種子ができなかった部位が変形するのが原因とされている。
- ICT農業を活用し、各ハウス内の温度をスマートフォンで監視しながら換気作業を行うことで変形果の発生を抑制する対策を講じている。



図1 万願寺とうがらしの正常果と変形果

(出典：京都府農林センター 「高温が万願寺トウガラシの変形果発生に及ぼす影響を調査」)



図2 設置したICT機器

(出典：京都府農林センター 「万願寺トウガラシのハウス内環境をICT機器で測定開始」)

出典) 気候変動適応情報プラットフォームホームページ
(https://adaptation-platform.nies.go.jp/db/measures/report_112.html)8

京都府内の影響の例 ③宇治茶の摘採時期の変化

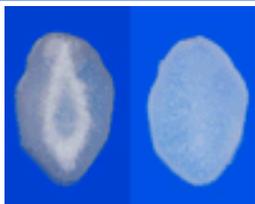
- 近年、気候変動の影響で、宇治茶の摘採時期の判断が困難になり、適期収穫ができず、減収や品質低下を招いていた。
- そこで、宇治茶ブランド拡大協議会では、生産地13カ所に気象観測機を設置し、2020年からは50mメッシュ気温マップから気温予測も行い、各茶園の摘採温度を推計して、生育や摘採時期などを予測し、茶園ごとに気温などの推移が予測できるようになったことで、摘採時期が正確に割り出せるようになった。



(参考) 全国における気候変動の影響事例

水稻・果樹

高温による生育障害や品質低下が発生



しろみじゅくりゅう

図 水稻の「白未熟粒」(左)と「正常粒」(右)の断面
(写真提供: 農林水産省)

・既に全国で、白未熟粒(デンプンの蓄積が不十分なため、白く濁って見える米粒)の発生など、高温により品質が低下。



図 うんしゅうみかんの浮皮
(写真提供: 農林水産省)

・果実肥大期の高温・多雨により、果皮と果肉が分離し、品質が低下。

生態系

サンゴの白化
ニホンライチョウの生息域減少

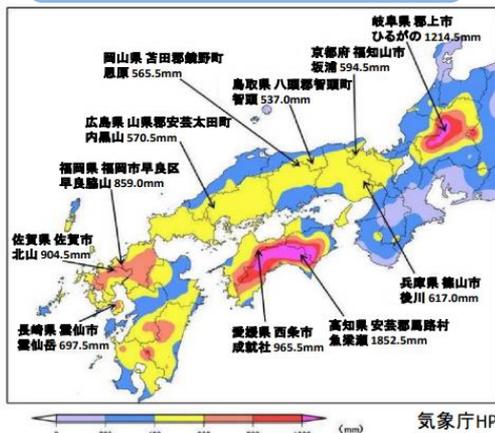


図 サンゴの白化
(写真提供: 環境省)



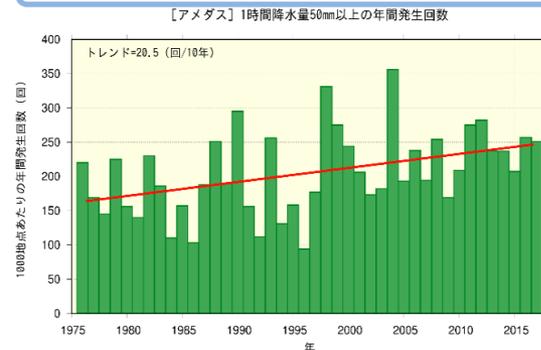
図 ニホンライチョウ
(写真提供: 環境省)

平成30年7月には、西日本の広い範囲で記録的な豪雨



異常気象・災害

短時間強雨の観測回数は増加傾向が明瞭

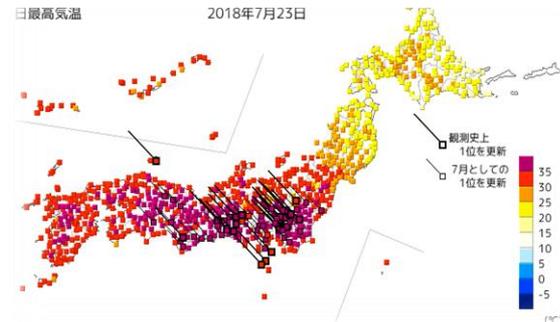


(出典: 気候変動監視レポート2017(気象庁))

熱中症・感染症

平成30年7月
埼玉県熊谷市で観測史上最高の41.1℃を記録
7/16-22の熱中症による救急搬送人員数は過去最多

【2018年7月23日の日最高気温】



(出典: 気象庁)

H30年の記録的猛暑及び西日本豪雨の事象は、それぞれ地球温暖化による影響が生じていたことが科学的に証明された。(気象研究所・東京大学等)

本日の内容

1. 京都における気候変動の影響
- 2. 府の目指す2030年の姿**
3. 2030年に向けた取組

京都府：2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言

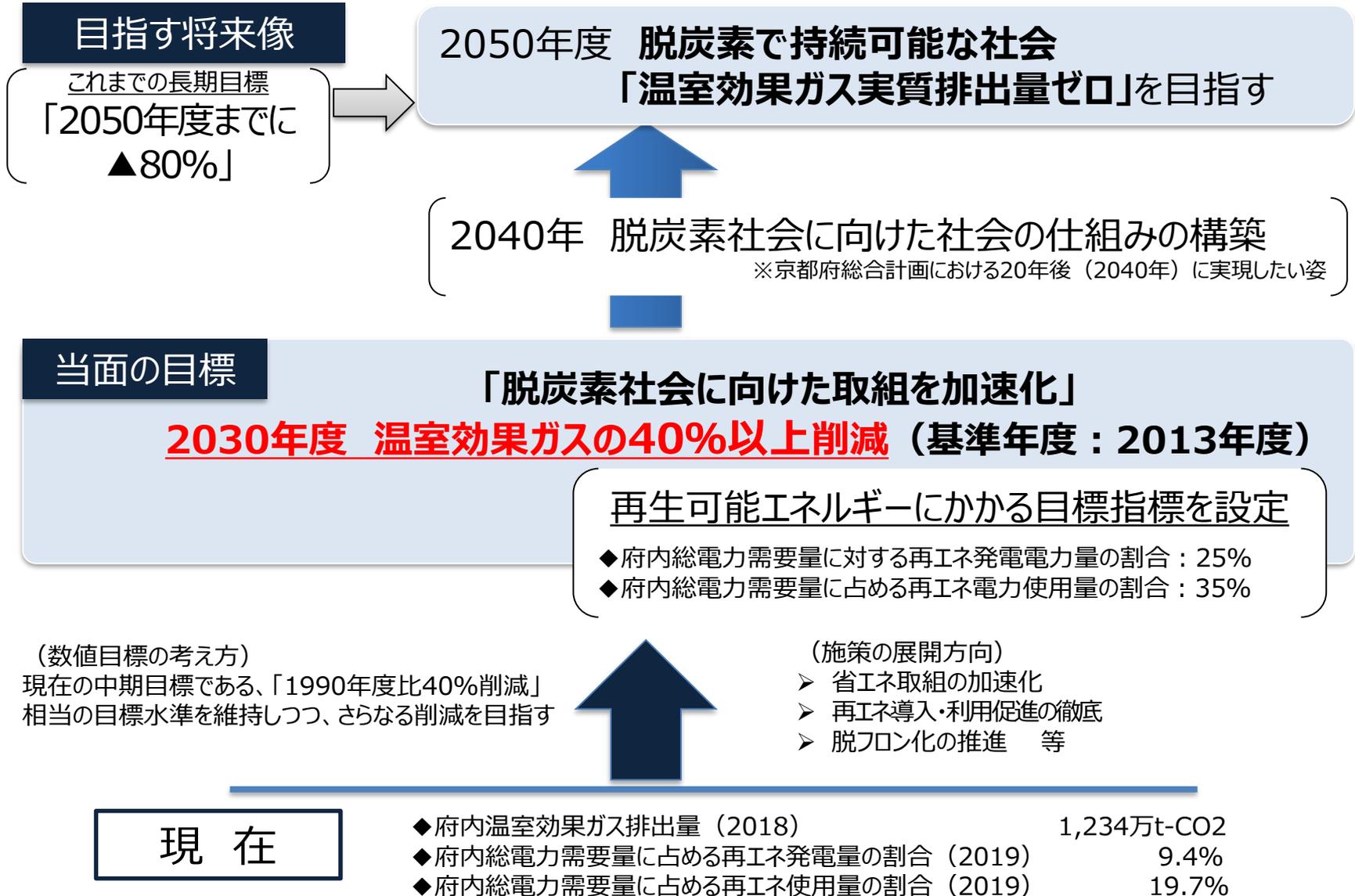
京都府は「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと」を宣言

第11回「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式(於: 国立京都国際会館、R2.2.11)において、
西脇知事が「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指し、
脱炭素社会の実現に向け、積極的に取組を進めていくことを宣言。



「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式での宣言の様子

新たな温室効果ガス削減目標の考え方



京都府の見据える将来像

2050年頃の実現したい姿

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築を目指します

2030年までの施策の展開方向

SDGsの考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出

図 11 基本方針（実現したい姿）のイメージ

表 5 京都ならではの豊かな力（ポテンシャル）

	豊かな力の例
■豊かな自然環境と共生し多彩な文化を生み出す力	人間は自然の一部であるという価値観
	自然と共に生きるという感性
	ものを大切にするという文化・暮らしの知恵
	先端技術の開発やそれを活かした産業
■京都のまちづくりを支える力	大学・学術研究機関等の集積による新たな技術や産業の創出
	町衆など地域の人々が主体的に連携し協働する土壌
	中間支援組織等のそれぞれの特性を活かした産学公民のオール京都体制

京都府が目指す再エネ社会の将来像

- 住まいは、断熱・蓄熱性能に優れ、高い省エネ性能機器、太陽光発電システム・蓄電池、燃料電池システム等が標準導入され、環境性能に加え、快適性・経済性・強靱性を兼ね備えたものに。さらに、IoT技術による家電、給湯器等の遠隔操作等、生活を豊かにする便利で安心・安全なサービスも定着 → 知らず知らずのうちに脱炭素で、豊かな暮らしを営んでいる

暮らし

事業活動

地域

再エネの選択

太陽光発電設備の導入や再エネ電気の購入を自ら選択

経営規模によらず当たり前前に再エネが選択される事業活動の浸透

地域協働型の再エネを地域で利用する取組の浸透

便利に・スマートに

環境性能の高い住宅による便利・快適・健康的な暮らしの実現

デジタル技術を駆使した高度なエネルギーマネジメントの実現

再エネを地域で面的に利用するスマートコミュニティの普及

災害への備え

災害に備えた再エネ導入等の気候変動に適應したライフスタイル

気候変動への適應に向けた分散型電源を活用したBCP対策

再エネ活用による気候変動に適應した強靱な地域システムの確立

成長・発展・活性

シェアリングエコノミーや電力融通等によるライフスタイルの变革

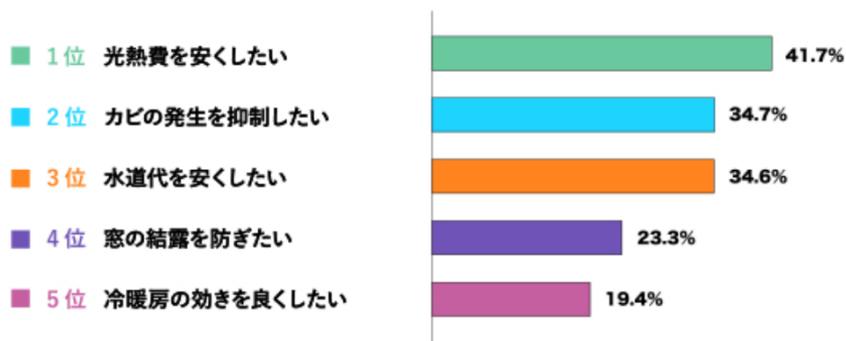
SBT、RE100等の環境経営によるコスト削減と競争力向上

再エネの地産地消による地域経済の好循環・雇用創出

「がまんしない」健康・快適な住まいづくり

- 脱炭素社会への転換は「我慢を強いる」ことではなく、「無駄を省いて快適に生活するもの」
- 府民の省エネ・創エネの「行動変容」を一層進めるためには、そのことを府民に効果的に理解いただくことが重要

居室・水回りをより快適にするために改善したいこと



※複数選択式回答率(%) アンケート回答 16 項目のうち上位 5 位

※有効回答数 10,000

出典) 環境省「COOL CHOICE」専用サイト

- 光熱費に加え、結露・カビに悩まされる家庭が多い

住宅の断熱・気密により家中の温度を一定に保つことで、結露がなく、夏も冬も快適な室温に（もちろん光熱費も削減）

より快適に過ごすためにできること

- すだれ、カーテン、ブラインド、グリーンカーテンの設置
- 窓に断熱・日よけシートや結露防止シートを貼る
- 床断熱マットを敷く
- 隙間風防止テープを貼る
- リフォーム業者に依頼して断熱材を施工

京都府地球温暖化対策推進計画「基本的な考え方」抜粋

- 温室効果ガス削減や気候変動の適応に資する取組を推進することにより、経済や社会に対して「がまん」することを要請するのではなく、個人や企業の環境行動が当たり前となり、同時に、こうした行動が健康や生活の質を高め、企業競争力の源泉となり、より魅力ある安心安全な地域づくりにつながるような持続可能な社会の実現を目指します。

(参考) 府内の家庭用太陽光の導入割合 (市町村別)

地域	市町村	件数(件)	地域別 件数(件)	発電出力 (kW)	戸建住宅 件数	戸建住宅 地域別件数	設置率	地域別 設置率
京都・ 乙訓	京都市	14,649	16,967	55,693	322,260	360,400	4.55%	4.71%
	向日市	757		2,899	14,830		5.10%	
	長岡京市	1,302		5,023	20,480		6.36%	
	大山崎町	259		979	2,830		9.15%	
山城	宇治市	3,458	14,765	13,059	50,270	148,513	6.88%	9.94%
	城陽市	1,615		6,292	24,180		6.68%	
	八幡市	1,416		5,689	16,630		8.51%	
	京田辺市	2,512		9,674	16,740		15.01%	
	久御山町	389		1,512	3,610		10.78%	
	井手町	163		694	2,678		6.09%	
	宇治田原町	311		1,261	2,765		11.25%	
	木津川市	3,110		12,567	18,380		16.92%	
	笠置町	20		112	523		3.82%	
	和束町	70		302	1,315		5.32%	
	精華町	1,636		6,260	10,440		15.67%	
	南山城村	65		281	982		6.62%	
	南丹	亀岡市		2,239	3,598		9,014	
南丹市		911	3,917	9,890		9.21%		
京丹波町		448	1,967	5,110		8.77%		
中丹	福知山市	2,056	4,466	8,551	22,100	57,430	9.30%	7.78%
	舞鶴市	1,481		6,099	24,210		6.12%	
	綾部市	929		3,873	11,120		8.35%	
丹後	宮津市	226	1,180	954	6,380	32,877	3.54%	3.59%
	京丹後市	664		3,054	18,560		3.58%	
	伊根町	18		99	787		2.29%	
	与謝野町	272		1,239	7,150		3.80%	
合計		40,976	40,976	161,063	641,100	641,100	6.39%	6.39%

(参考) 全国、近畿の設置率

	設置率
全国	8.41%
近畿 2府4県	7.96%

(参考) 小中学校の太陽光
発電(10kW)年間発電量

地域	年間発電量
宇治市 木津川市 (5校平均)	10,582kWh
京丹後市 (4校平均)	11,272kWh

※南・南西・南東向き限定
(出所) 京都再エネポータル

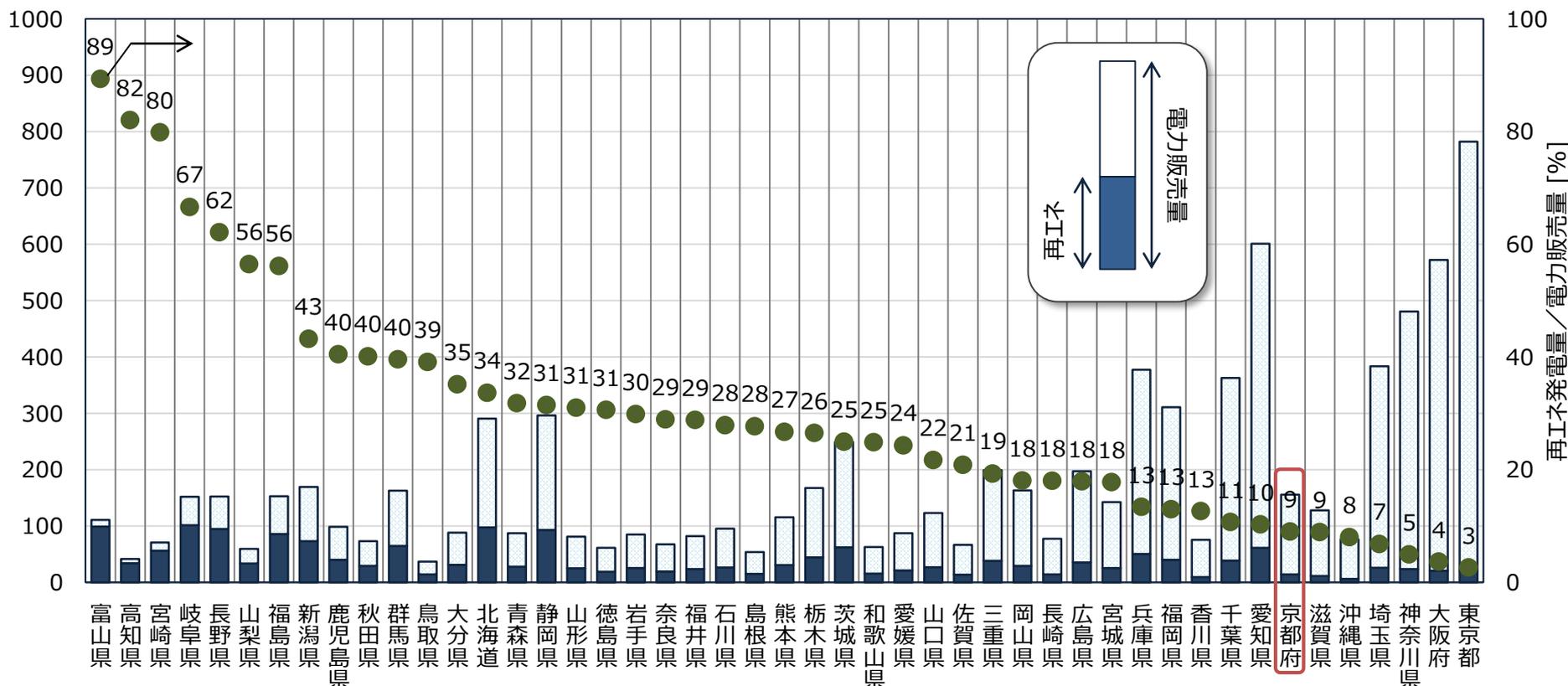
足元は6.9
%まで増

※太陽光発電の件数はH30年6月時点、戸建住宅件数はH25総務省調査

(参考) 府の再エネ自給率 (他府県との比較)

- 都道府県により「再エネによる電力自給率」は大きく異なり、すでに30道府県において「電力販売量に対する再エネ発電電力量の割合」がすでに22% (エネルギーミックス水準) を超過
- 京都府は9%程度であり、2030年度25%目標 (再エネプラン) に向けた太陽光・風力等の導入拡大を図る。

都道府県別の電力販売量に対する再エネ発電量 (FIT認定設備のみ) の割合



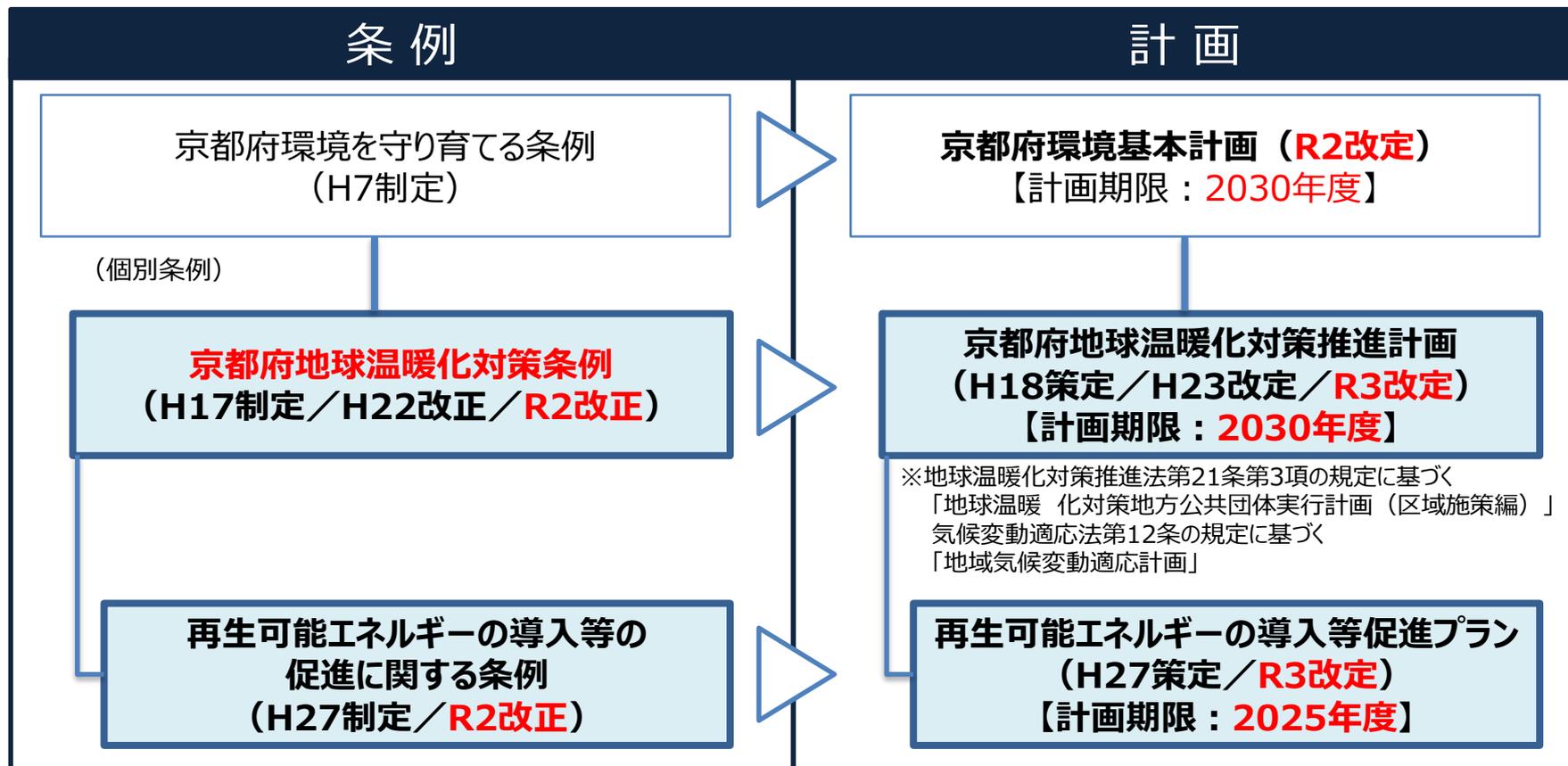
(注) 分母は電力消費量ではなく販売電力量のみであり、(エネルギーミックス基準と比較するために) 自家消費分を加えると分母は1割程度増加する(京都府の場合7%程度)ことに留意が必要

本日の内容

1. 京都における気候変動の影響
2. 府の目指す2030年の姿
- 3. 2030年に向けた取組**

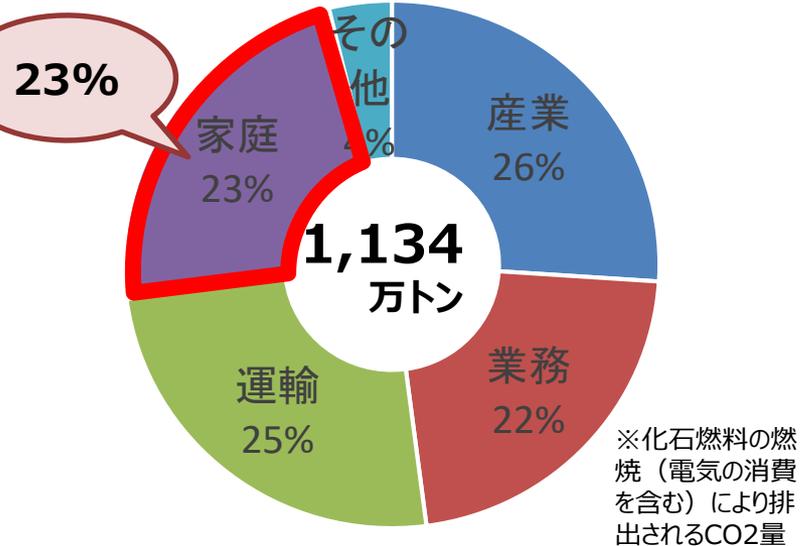
3 - 1 京都府の条例・計画体系

- 令和2年度に、目標年度・目標数値等に関する条例等を見直し、省エネの取組の加速化、再エネの導入・利用促進の徹底等を図るため改正

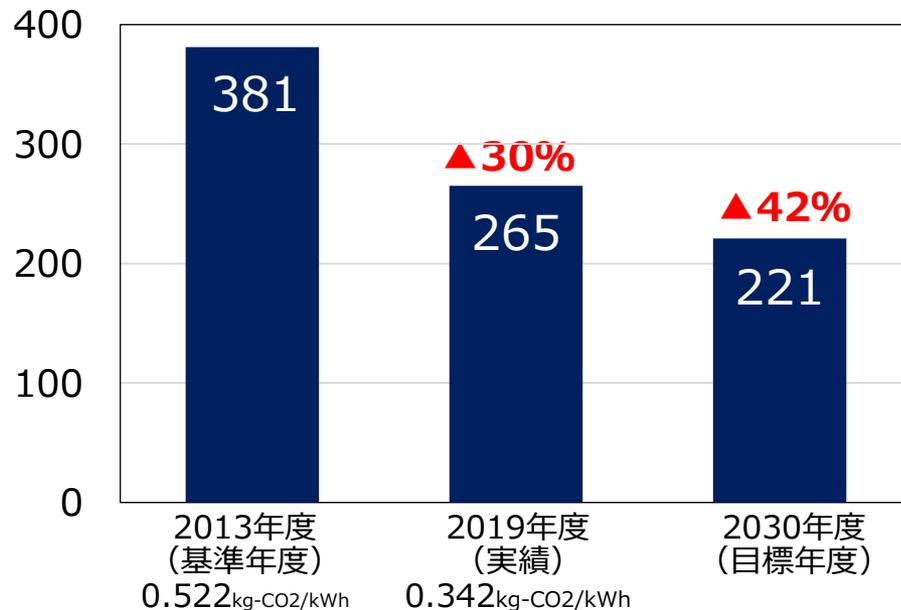


3-2 家庭部門の削減に向けたアクション

2019年度の府内排出実績
(エネルギー起源部門※に限る)



[万吨] 家庭部門の推移・目標



課題

<住宅>

- テレワーク拡大等による在宅時間の増
- 更なる省エネ・再エネ意識の向上
- ZEH化等の負担感
- 低調な再エネ設備の保守点検

<家電製品>

- 世帯数の増加
- テレワーク拡大等による在宅時間の増
- 老朽機器の長期使用
- 価格を基準にした商品選択

<啓発>

- 無関心層へのアプローチ

施策

◇脱炭素なライフスタイルへの転換

脱炭素なライフスタイルへの転換や機器・住宅の環境性能の向上に向けた取組を推進します。

- 家電販売者と連携した取組（省エネ性能説明、暮らしの快適さにもつながる家電買替キャンペーンなど）
- 0円ソーラー補助、再エネコンシェルジュ制度、建築士への再エネ導入説明義務等による再エネ導入促進
- 小売電気事業者の再エネ供給状況の見える化や再エネ電気共同購入事業による再エネ利用促進 など

(参考) 省エネ家電買替え促進キャンペーン

- 令和2年度に、家電製品の中でエネルギー使用量の多い冷蔵庫と照明器具を対象に、省エネ性能の高い機器への買替え等を促進するキャンペーンを実施
- 抽選で京都の特産品が当たるもので、省エネに加え、地産地消やフード・マイレージ、再配達防止等について理解を促す目的
- 令和3年度は熱中症対策を兼ねて「エアコン」を対象に実施中（6月～8月）

! kaikaeru !

キャンペーン期間
2021年 6月1日(火) ~ 8月31日(火)
京都府にお住まいの方が
応募可能

おいしい京都
当たります♪

詳しくはWEBへ!

省エネ家電買替えキャンペーン
2021夏

猛暑は災害です!
きちんと対策をしたら、
熱中症は防げます!

抽選で合計
90名様

省エネ型エアコン買替えコース

新規購入を
対象

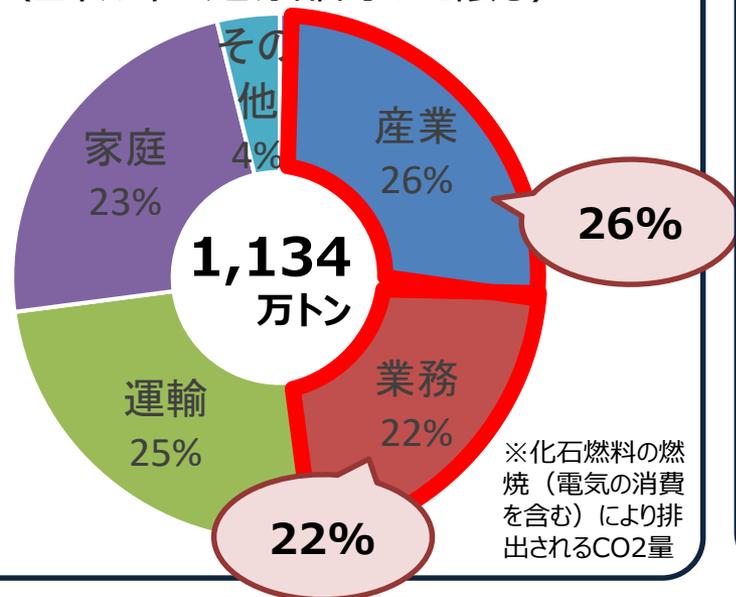
省エネラベルの
星の数をチェック!
省エネ家電で
温暖化防止にも!

体調に合わせて、きちんとエアコンを使いましょう!
省エネ型エアコン^{※1}に買替えた方に、京都の美味しい食べ物等をプレゼント^{※2}!

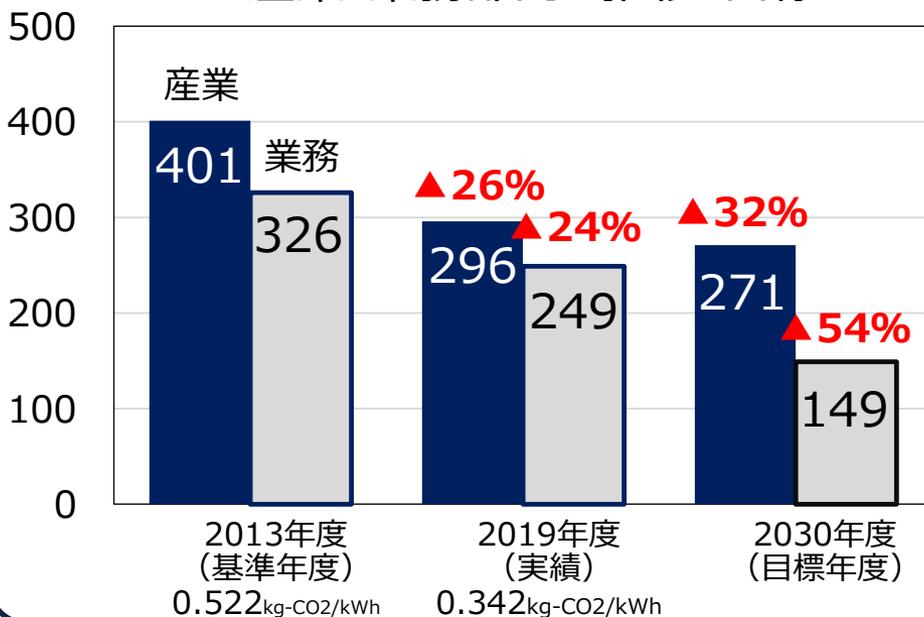
省エネ型エアコン

3-3 産業・業務部門の削減に向けたアクション

2019年度の府内排出実績
(エネルギー起源部門※に限る)



[万トン] 産業・業務部門の推移・目標



課題

<大規模事業者>

- 温室効果ガスの更なる削減強化
- 再エネ導入、サプライチェーン単位での取組等 (SBT、RE100) に向けた国際的な要請

<中小事業者>

- 更なる省エネ・再エネ意識の向上
- 設備・再エネ電力導入等の負担感

<共通>

- (再エネ電源の導入促進に加え) 再エネ需要の拡大

施策

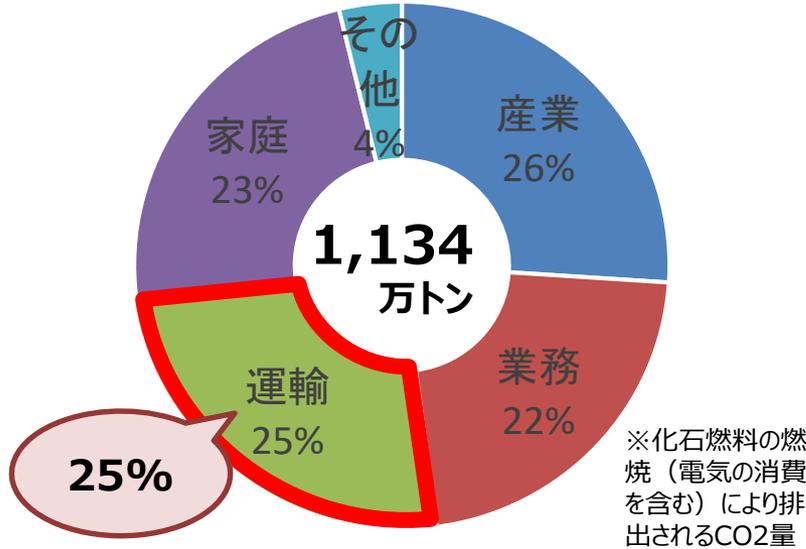
◇脱炭素経営の推進

脱炭素経営による企業価値の向上やサプライチェーン全体の削減を推進します。

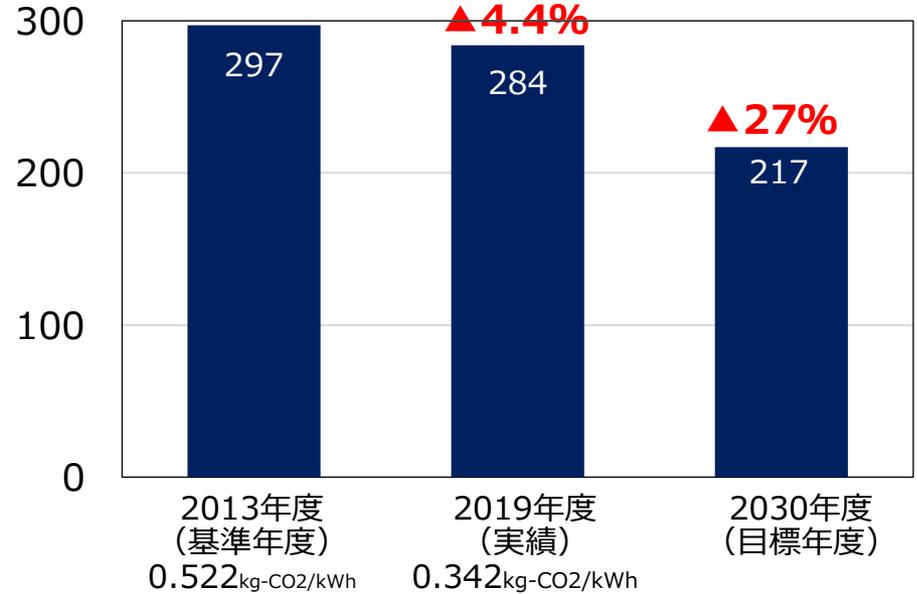
- 府内に所在する大規模事業者 + 複数の中小企業のサプライチェーン全体での削減に向けた取組支援
- ESG投資を促し、企業の環境経営の促進
- 中小企業向けの再エネ導入や省エネ設備更新への支援 など

3 - 4 運輸部門の削減に向けたアクション

2019年度の府内排出実績
(エネルギー起源部門※に限る)



[万トン] 運輸部門の推移・目標



課題

<交通・物流>

- まちづくりとも連携した自動車から公共交通や自転車・徒歩への転換への取組
- 再配達削減など物流の効率化による温室効果ガスの更なる削減強化

<EVなど>

- ガソリン車とEV等との価格、燃料（電気）の供給インフラ等の差
- 自動車の脱炭素・高効率化の加速化

施策

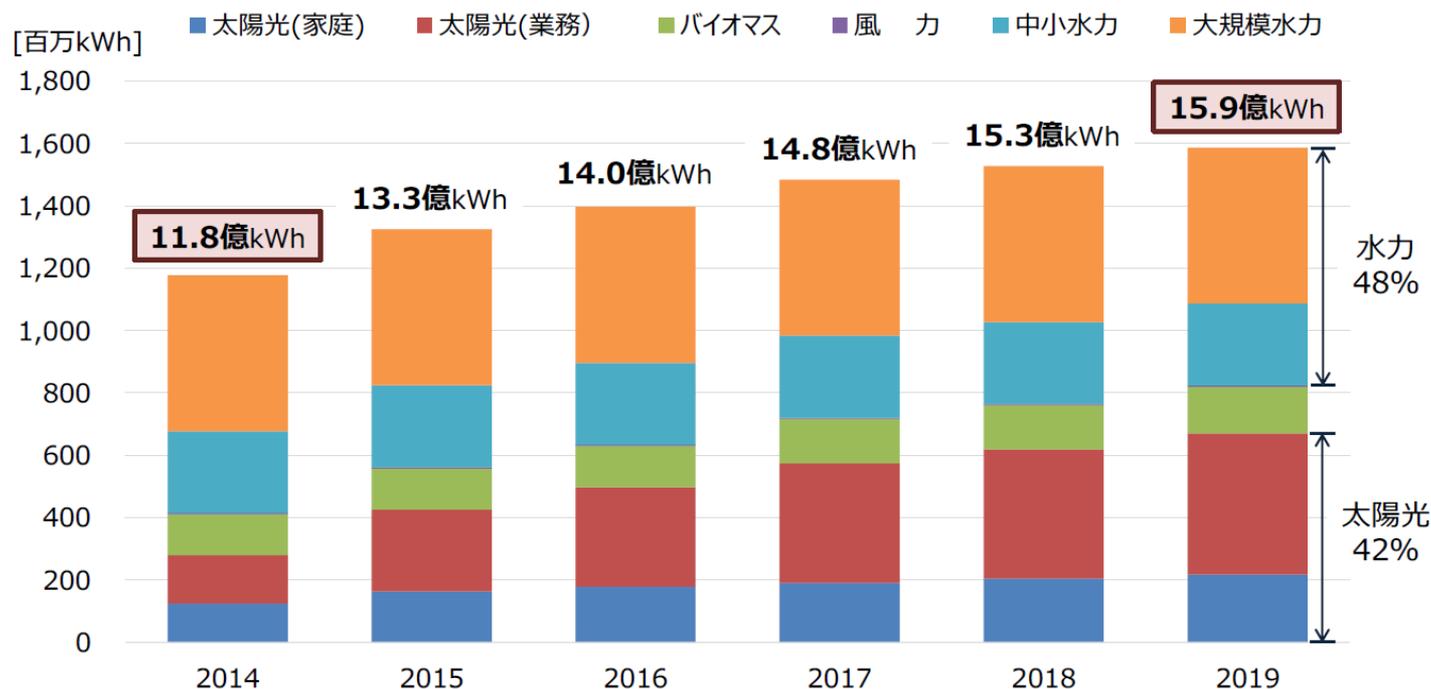
◇交通・物流の脱炭素化の推進

EV等の本格普及や交通・物流の脱炭素化の推進に向けた取組を推進します。

- エコカーマイスターの選任（100台以上の新車販売者）・新車の環境情報説明義務
- 駐車場における充電設備の整備等の充電インフラの更なる充実を図る取組を推進
- 宅配便の再配達防止策等物流の効率化の推進

など

3-5 エネルギー転換（再エネ導入・利用）



出所) 再生可能エネルギーの導入等促進プラン (第2期)

①再生可能エネルギーの導入加速

- 多様化する太陽光の導入形態を踏まえた支援策や、増築・改修時等の太陽光導入促進を実施
- 耕作放棄地の活用など、地域振興（農業振興等）にも貢献する事業の推進

③地域共生型の再エネ事業の普及促進

- 地域共生・環境調和を重んじる再エネ事業の促進
- 災害時の再エネの地域利用に資する取組の促進
- 再エネ設備を長期安定的に活用する取組を支援し、「ものを大切にする文化」が根付く京都から全国に発信

②再生可能エネルギーの需要創出

- 企業・府民の再エネの調達を促すための意識醸成
- 再エネ電気の調達を望む中小企業・府民が再エネ電気を調達しやすい仕組みの創設
- 京都府自ら率先して再エネの利用に取り組む

④2030年以降を見据えたイノベーション・担い手育成

- 府内の大学・研究機関・ベンチャー企業等と連携し、脱炭素社会を支える再エネ関連技術の実装と、それによる府内企業の事業機会を創出
- 次代を担う子どもたちへの環境教育・人材育成の実践

(参考) 再エネに関する府の課題認識

新規導入

1. 建築物への一層の再エネ導入促進

- 導入ポテンシャルの高い重点分野である建築物に如何に導入促進を図るか？

2. 再エネの導入促進（建築物以外）

- 残された適地が減少する中、府内の再エネ投資を促す施策が必要ではないか？（京都産電気のブランディング等）

促進



需要創出

3. 再エネの需要創出

- 府内企業・府民の再エネ需要は依然高いと言えず再エネ投資を促す需要創出が必要ではないか？

既存電源

4. 既存電源の有効活用

- 2030年に向け太陽光の老朽化が進行する中、既存電源の有効活用に資する取組（保守点検等）を如何に進めるか？

基盤整備

下支え



5. 再エネ大量導入を支える技術実装

- 再エネの大量導入を下支えする電力需給調整機能の強化（VPP、水素等）に府として取り組む必要があるのではないか？

地域社会の発展

6. 再エネの地域との共生・環境調和

- 再エネを巡る景観・防災面等の問題が顕在化する中、地域に受け入れられ、ともに生きる再エネ開発を促進する必要があるのではないか？

7. 再エネによる防災・減災力の強化

- 頻発する災害に対して必ずしも有効に再エネが活用されておらず、府民の安心・安全に資する再エネの活用を促進する必要があるのではないか。

3 - 5 府庁自らのアクション

「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」の改定方針（2021年度）

狙い

「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向け、2030年度までに府民・事業者とともに集中的に地球温暖化対策の取組を加速化するために府庁が率先垂範する → 「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」改定

目標

2030年度までに2013年度比40%以上減（仮）（温対計画の削減目標と同じ）

現状

2019年度時点で**府内事業者8位**となる年間9.4万t-CO2排出

方針

▲40%に向け**1.省エネ、2.再エネ導入、3.再エネ調達を推進**

基本施策1 省エネの徹底

<主な取組予定>

- ①庁舎・信号・街路灯LED化
- ②新築・建替ZEB化
- ③上下水道設備の更新

基本施策2 最大限の再エネ導入

<主な取組予定>

- ①太陽光の導入倍増
- ②既存再エネ施設の更新

基本施策3 再エネ電気の利用

<主な取組予定>

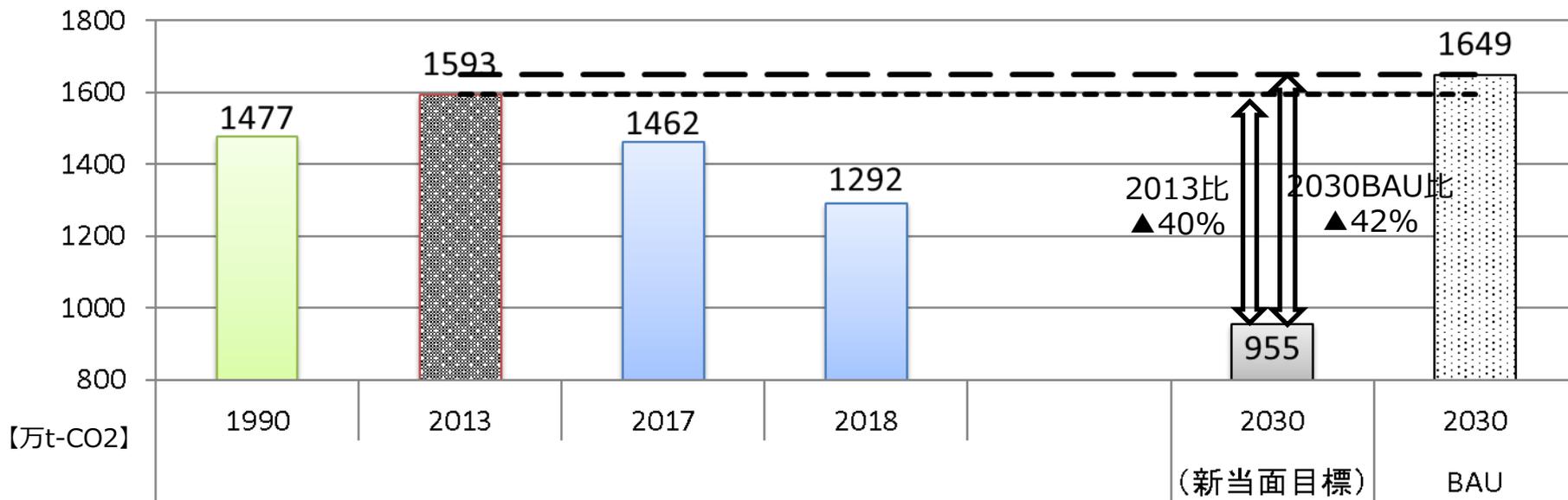
- ①本庁舎の再エネ100%調達
- ②公用車の電動化の促進

2030年度までに▲40%削減を達成し、府民・事業者に対して先導的な取組姿勢を示す

(以下、参考資料)

参考①：京都府の温室効果ガス排出量の推計

■ 府内全排出量



※2030(BAU)：2013年度の総排出量を基準に、各部門に応じた社会・経済指標（活動項目）の成長・変化予測率（伸び率）を乗じて、現状の取組のままで、今後追加的な対策を見込まずに2030年度まで推移した場合の排出量を推計

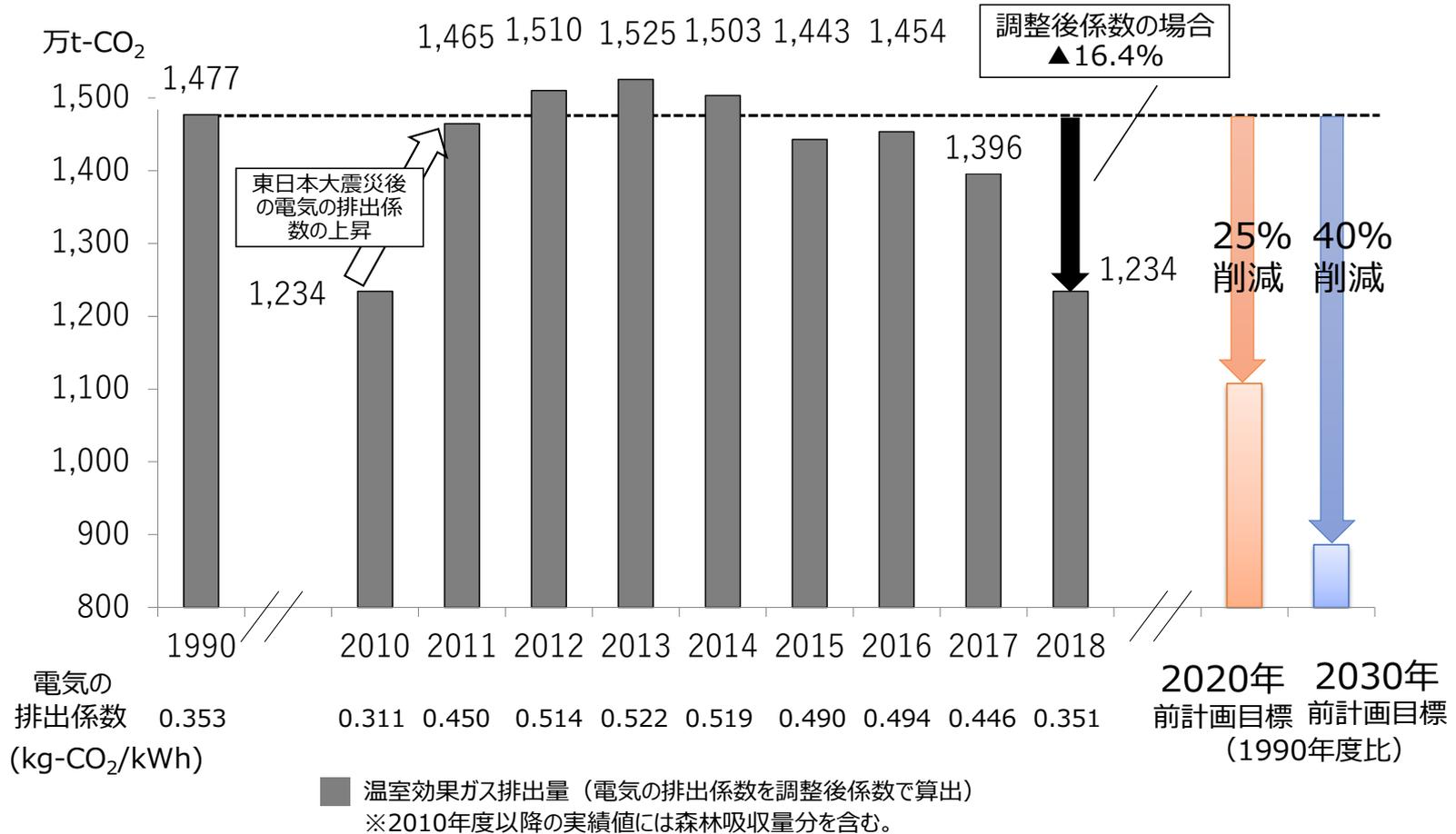
■ 部門別

※過去実績及び2030（BAU）は森林吸収量を含まない

部門	2013年度 基準年度	2018年度 実排出量	2030年度 現状趨勢	目標削減率
家庭	381	249	384	▲42%
産業	401	286	393	▲32%
業務	326	280	342	▲54%
運輸	297	267	273	▲27%

参考②：京都府の前計画の目標に対する進捗

- ◆ 2018年度の京都府の温室効果ガス排出量は、**1,234万t-CO₂**
- ◆ 1990年度比**16.4%減**



参考③：令和2年12月条例改正の概要

- 気候変動の影響とみられる自然災害が頻発する中、**京都府は「2050年に温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言(2020年2月)**
- 気候変動にも適応した脱炭素社会の実現に向け、**省エネの加速化、再エネ導入・利用促進の徹底、脱フロン化の推進及び適応策の強化等の**所要の措置

脱炭素で持続可能な社会に向けた目標設定

パリ協定による世界共通の長期目標

「平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分に低く保つとともに1.5℃以下に抑える」

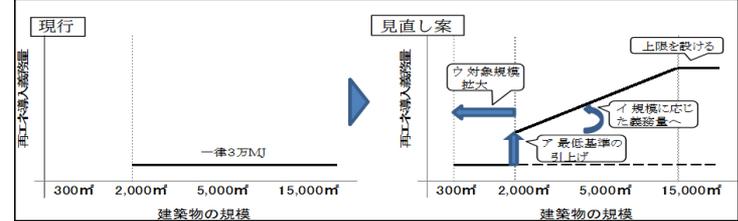


新たな目標設定【温対条例】

- 建築物は再エネ導入ポテンシャルが高く、また長期にわたり温室効果ガス排出量に影響を及ぼすことから、一層の再エネ導入を促進する

① 再エネ導入義務の強化【再エネ条例】★

- 特定建築物（延床2,000㎡以上）に導入すべき再エネ設備の基準等の改正
- 準特定建築物（延床300㎡以上2,000㎡未満）への再エネ設備導入義務規定の創設



建築物対策

② 設計者から建築主への説明義務創設【再エネ条例】

- 建築士の建築主に対する再エネ設備の導入等に係る情報の書面交付・説明の義務化
- 特定建築物・準特定建築物に対する説明書面の写しの保存義務創設

③ その他改正事項【温対条例／再エネ条例】

- 特定建築物に対する再エネ、府内産木材の導入場所の拡大【温対条例・再エネ条例】
- 除外規定（開放性の高い建築物、仮設建築物等）の創設【温対条例・再エネ条例】

- 代替フロン※の排出量が増大していることから（2013→2017年で4割増）、代替フロンの排出抑制を促進する

※ ハイドロフルオロカーボン（HFC）の略称

① 代替フロンの排出抑制等に係る届出制度等の創設【温対条例】

- 冷媒用代替フロンを使用した機器の使用者に対して適切な管理を求める規定を創設
- 特定事業者に対して代替フロンの使用状況等の報告を求める届出制度を創設

① 再配達削減に係る努力義務規定の創設【温対条例】

- 事業者・府民に対して再配達削減に努めることを求める規定を創設

② 気候変動への適応に係る地球温暖化対策の追加【温対条例】

- 府、事業者、府民等が気候変動への適応策に取り組むべき事項を明記
- 情報提供、技術的助言等により取組を支援する地域気候変動適応センターの機能確保

フロン対策

その他

- 事業活動に伴う温室効果ガスは、2030年度においても排出量に占める割合が高いと試算されることから、さらなる取組を促進する

① 特定事業者※削減目標の引上げ【温対条例】（指針で規定）

- 計画書制度の評価基準となる目標削減率を引上げ
【運輸】1%→2%【産業】2%→4%【業務】3%→6%（いずれも3年間平均）

② 特定事業者の再エネ導入状況報告書制度の創設【再エネ条例】

- 特定事業者を対象に再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設

③ 自立型再エネ導入等計画認定制度の延長等【再エネ条例】

- 中小企業等による再エネ導入等の計画認定 + 税制優遇制度の5年間延長
- 上記認定基準への「地域活用要件」の追加

施行日 再エネ導入義務の規定強化（★印）は令和4年4月1日
その他は令和3年4月1日

事業者対策

参考④：菅総理の宣言など

2050年カーボンニュートラル目標と2030年の排出削減目標

1. 菅内閣総理大臣による、2020年10月26日の所信表明演説

「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。」

2. 菅内閣総理大臣による、2021年4月22日の地球温暖化対策推進本部

「集中豪雨、森林火災、大雪など、世界各地で異常気象が発生する中、脱炭素化は待ったなしの課題です。同時に、気候変動への対応は、我が国経済を力強く成長させる原動力になります。こうした思いで、私は2050年カーボンニュートラルを宣言し、成長戦略の柱として、取組を進めてきました。

地球規模の課題の解決に向け、我が国は大きく踏み出します。2050年目標と総合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46パーセント削減することを目指します。さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けてまいります。この後、気候サミットにおいて、国際社会へも表明いたします。

46パーセント削減は、これまでの目標を7割以上引き上げるものであり、決して容易なものではありません。しかしながら、世界のものづくりを支える国として、次の成長戦略にふさわしい、トップレベルの野心的な目標を掲げることで、世界の議論をリードしていきたいと思えます。

今後は、目標の達成に向け、具体的な施策を着実に実行していくことで、経済と環境の好循環を生み出し、力強い成長を作り出していくことが重要であります。再エネなど脱炭素電源の最大限の活用や、投資を促すための刺激策、地域の脱炭素化への支援、グリーン国際金融センターの創設、さらには、アジア諸国を始めとする世界の脱炭素移行への支援などあらゆる分野で、できる限りの取組を進め、経済・社会に変革をもたらしてまいります。

各閣僚には、検討を加速していただきますようお願いいたします。

参考⑤：新たな温暖化対策計画の構成案抜粋

地球温暖化対策計画の構成（案）抜粋（2021年5月19日）

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

1. 「国」の基本的役割

- (1) 多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進
- (2) 率先した取組の実施
- (3) 国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ
- (4) 地球温暖化対策に関する国際協力の推進
- (5) 大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視

2. 「地方公共団体」の基本的役割

- (1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進
- (2) 自らの事務及び事業に関する措置
- (3) 特に都道府県に期待される事項

3. 「事業者」の基本的役割

- (1) 事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施
- (2) 社会的存在であることを踏まえた取組
- (3) 製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減

4. 「国民」の基本的役割

- (1) 日常生活に起因する温室効果ガスの排出量の削減
- (2) 地球温暖化防止活動への参加

参考⑥：再エネ導入等支援団体登録・支援制度

◆支援内容

要件を満たす団体に対する税制優遇（法人府民税（均等割）及び不動産取得税の免除）を実施

◆対象団体

以下の事業に取り組む団体

- （特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等）
- ・ 団体自身が資金を集めて、再エネ設備の導入のための資金を地域の公共的施設に寄付を行う事業
- ・ 団体以外の者が資金を集めて、再エネ設備を設置しその売電収入を出資者への返済と再エネの普及啓発を行う事業
- ・ 地域住民に対して再エネ設備の導入に関する技術的な知識を普及啓発する団体 など

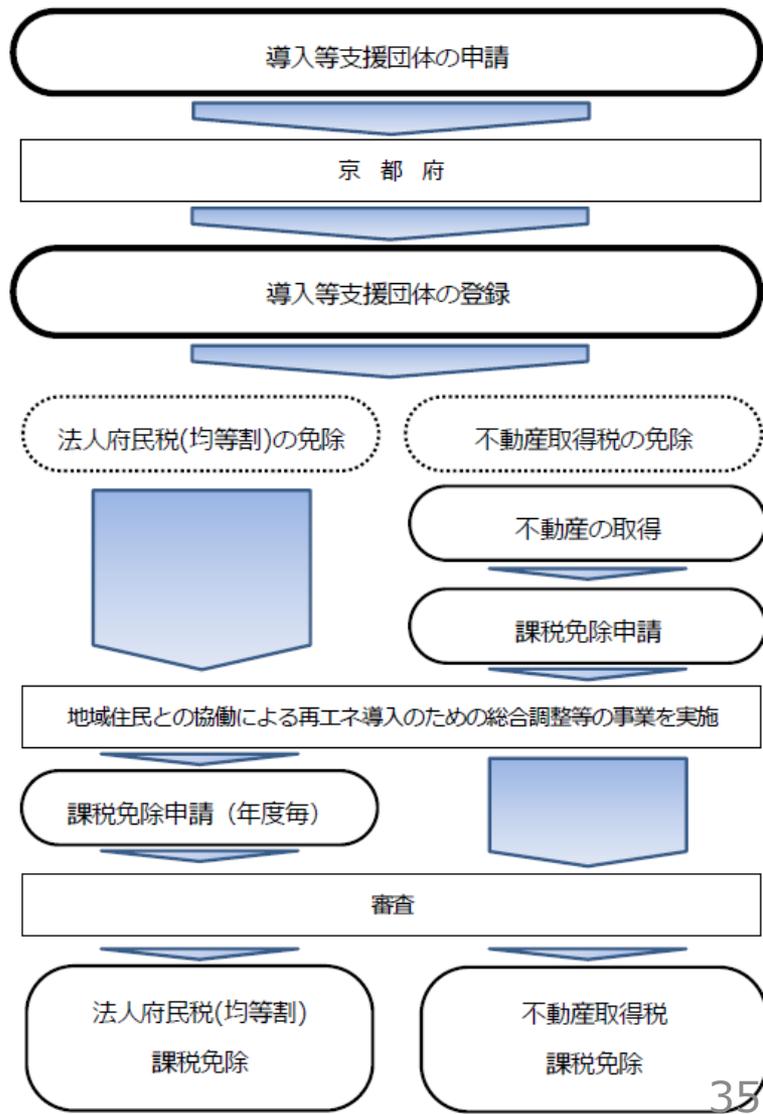
◆登録団体 2団体

- ・ 特定非営利活動法人きょうとグリーンファンド
- ・ 特定非営利活動法人市民共同発電をひろげる城陽の会

◆課税免除利用件数

- ・ 府民税（均等割）の課税免除
平成28年度 1件
平成29年度以降 2件

登録・支援フロー



参考⑦：中小企業向けの再エネ導入支援事業

	認定区分Ⅰ（条例第19条第1項第1号）	認定区分Ⅱ（条例第19条第1項第2号）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府府税条例第42条第1号イに掲げる法人等 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者（資本金又は出資金の額が1億円以下） ・社会福祉法人、学校法人、医療法人 等 ○京都府府税条例第42条第3号に規定する事業を行う個人 <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定非営利活動法人 ○一般社団法人 ○一般財団法人 ○その他知事が定める団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者が府内の事業所において再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備を新設又は増設し、対象者の事務所等で使用する電力を自ら供給（自己消費を目的として発電し、その電力を利用）する事業 ○認定申請時に未着手（発注、契約等の行為を行っていない）の事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者が、府内の地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備を新設又は増設し、得られたエネルギーを当該地域で利用する事業 ○認定申請時に未着手（発注、契約等の行為を行っていない）の事業
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギー設備 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 ・風力発電設備 ・バイオマス発電設備 ・水力発電設備 ・地熱発電設備 ○効率的利用設備 <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池 ・エネルギー・マネジメント・システム（EMS） ○災害その他の非常の場合に、導入する再エネ設備等が、当該再エネ設備により発電された電気をその設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギー設備 <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備 ・バイオマス利用設備 ・水力発電設備 ・地熱利用設備 ・太陽熱利用設備 <p style="text-align: center;">〔※太陽光発電設備は対象となりません。〕</p>